

第1章 市民の福祉と健康

1-1 福祉

1-1-1 高齢者福祉

1 安心して介護が受けられる仕組みづくり

基本方針

介護を要する高齢者が必要なサービスを利用できるよう介護サービスの基盤整備をすすめるとともに、安心してサービスが受けられるようサービスの質の確保や利用者保護の仕組みづくりをすすめ、介護保険制度を円滑に推進します。

現状と課題

本市の人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、19.1%（平成18年10月）に達し、今後も高齢者人口は、毎年増加すると予測され、特に、介護を必要とする状態になりやすい後期高齢者と呼ばれる75歳以上の高齢者の増加が顕著になるものと見込まれます。

介護保険制度の要支援・要介護認定者数は、平成12年度の制度開始時から約2.4倍に増加し、なかでも要支援・要介護1といった軽度の方の伸びが著しい状況となっています。また、保険給付費も約2倍と増加し、とりわけ訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）などの在宅介護サービスの伸びが顕著なものとなっています。

こうした状況をふまえ、介護が必要な高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援することが必要です。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
利用している在宅介護サービスに関する満足度	81.8% (17年度)	90%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：利用している在宅介護サービスの質や内容について満足している人の割合を高める。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 【19～22の事業量等】	所管局
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定	介護保険事業を円滑に推進し、高齢者の保健福祉施策を充実するため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体として定めた「はつらつ長寿プランなごや2006」（平成17年度策定）を改定	—	計画の改定	健康福祉局

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
介護サービスの 質の確保	介護サービスの問題点を把握し、運営を改善するため、サービスの提供者と利用者がそれぞれ評価を行う事業者自己評価・ユーザー評価事業を実施 サービスの質の確保をはかるため、介護サービス事業者に対する指導を実施	実施 実施	実施 実施	健康福祉局
在宅サービスセンターの設置	在宅保健福祉サービスの拡充と地域における福祉活動の推進が重要な課題となるため、これらを総合的に推進するための拠点を各区に整備	累計9か所	累計12か所 [開設3か所 整備推進 4か所]	健康福祉局
特別養護老人ホームの整備	常時の介護を必要とし、在宅での生活が難しい高齢者の日常生活を支援するため、入浴・食事・排せつなどの介護や機能訓練などを行う入所施設を整備（19年度以降は定員29人以下の小規模型施設を整備）	累計57か所 定員5,125人	累計75か所 定員5,981人 [開設21か所 (うち増築3か所) 着工5か所]	健康福祉局
介護老人保健施設および通所リハビリテーション施設の整備	病状が安定し、入院治療する必要のない要介護者などの日常生活を支援するため、リハビリテーションや看護介護サービスを行う入所施設を整備し、あわせて日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行う通所施設を併設（19年度以降は定員29人以下の小規模型施設を整備）	累計56か所 定員5,574人 (うち通所リハビリテーション併設 累計55か所)	累計66か所 定員5,880人 (うち通所リハビリテーション併設 累計65か所) [開設10か所 着工3か所]	健康福祉局
在宅介護基盤の充実	できる限り住み慣れた地域や家庭で生活できるよう、在宅介護サービス提供基盤の充実をはかるため、地域密着型サービス ^{*1} 事業者の指定を行うとともに、事業者に対する情報提供を実施	実施	実施	健康福祉局

^{*1} 地域密着型サービス

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援するため、身近な市町村で提供される新たな介護サービスで、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模の特別養護老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護など6つのサービス。

2 地域において安心して生活するための支援

基本方針

相談や援助の充実、生活の場の確保など、自立して生活するには不安のあるひとり暮らし高齢者などが地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

現状と課題

本市の65歳以上の高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らしの割合は28.1%、夫婦のみの世帯の割合は30.3%（平成17年10月）でした。核家族化や高齢化の進行により今後も増加するものと見込まれます。

このような状況の中、自立して生活するには不安がある高齢者をはじめ、現在、介護を必要としていない高齢者が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、身近な場所での相談機能を充実するとともに、介護予防のための取り組みが日常生活習慣として定着することを支援し、健康面、食生活面など生活の場面ごとに必要なサービスを提供することが必要です。

なお、平成18年度に介護保険制度が改正され、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための地域支援事業が創設されました。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
自分が健康であると感じている高齢者の割合	57% (18年度)	60%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：6割程度の高齢者が自分の健康状態が良いと評価する状態とする。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
地域包括支援センターにおける援助・支援	高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括支援センターを設置し、心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助・支援を実施	実施	充実	健康福祉局

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
介護予防の推進	介護を必要とする状態となることを できる限り予防し、高齢期の生活の 質を高めることを目的として、支援 が必要な対象者に、健康保持や疾病 の予防、心身機能の維持改善のため の事業を実施するとともに、すべて の高齢者を対象に介護予防知識の普 及・啓発を推進	介護予防事業の実 施	心身機能の維持改 善者数の増加 介護予防知識の普 及・啓発の推進	健康福 祉局
配食サービス事 業	介護が必要な高齢者や身体障害者、 介護予防が必要な高齢者などの在宅 生活を支援するため、自宅に食事を 配達するとともに安否の確認などを 実施	生活援助型配食サ ービス4,000人 (月平均) 自立支援配食サー ビス 高齢者300人 障害者220人 (月平均)	利用者数の拡大	健康福 祉局
高齢者虐待防止 事業の推進	高齢者虐待の防止のために早期発 見、早期対応をめざし、高齢者虐待 相談センターおよび地域包括支援セ ンターなどにおいて相談・支援を実 施	実施	相談・支援の充実	健康福 祉局
認知症高齢者や その家族への支 援	認知症高齢者やその家族が住み慣れ た地域で安心して暮らせるよう必要 な支援体制の構築などを実施	講演会・研修の実 施	家族支援事業など の実施	健康福 祉局

3 健康で生きがいを感じられる生活への支援

基本方針

就業、文化活動、地域活動、ボランティア活動などを通じて、自己実現と社会参加をはかることができるよう支援します。

現状と課題

2007年以降、団塊の世代が、60歳を迎えるようになります。また、おおむね健康または病気などがあっても日常生活が自立している高齢者は約85%を占めています。このようなマンパワーが、社会の第一線を離れた自由な立場を生かして、働き、楽しみ、地域活動を行うなど生きがいを持った生活を送り、地域社会に貢献することが期待されています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
シルバー人材センターを通じて働く高齢者の就業延べ人数	695,396人 (17年度)	880,000人	健康福祉局
数値目標設定の考え方：高齢者の社会参加を促進し、シルバー人材センターを通じて就業する高齢者を増やす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 【⑲～㉒の事業量等】	所管局
高齢者就業支援センター事業	高齢者の就業に関する相談や情報提供、技能講習から仕事の紹介まで一貫したサービスを提供するほか、求人ニーズを把握し、ニーズに合った就業能力開発や技能向上の講習を行うことで、講習受講後の就業を促進	技能講習修了者の就業先決定率 78%	技能講習修了者の就業先決定率 80%	健康福祉局
シルバー人材センター事業	高齢者がその豊かな知識や経験を生かして生きがいを高め、社会活動を行うことができるよう、臨時的・短期的な就業の場を提供	会員数 8,500人	会員数 9,900人	健康福祉局
なごやかアグリ工房の設置	高齢者などが達成感や役立ち感を実感し、いきいきと働くことのできる手作り工房の設置を推進	—	調査	健康福祉局

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
福祉会館の整備	高齢者の健康の増進、教養向上のためのサービスを提供する福祉会館を改築	改築完了1か所 基本設計1か所	改築完了1か所 調査・設計1か所	健康福祉局
敬老パスおよび敬老手帳の交付	高齢者の社会参加を促進するため、敬老パスおよび敬老手帳を交付	実施	実施	健康福祉局

1-1-2 児童福祉

1 子どもを生み育てやすい環境づくり

基本方針

子育てしながら安心して働くことができるための保育サービスの充実や、子育ての不安や悩みの解消に向けて相談体制の充実や交流活動への支援など、家庭や子育てに夢が持てる環境づくりをすすめます。

現状と課題

急速に少子化が進行するなか、次代を担う子どもたちの育成は大きな課題となっています。

本市では、平成18年度から子ども青少年局を設置し、子どもや子育て家庭への支援、次代の親となる青少年の自立支援を一体化して実施しています。子どもが健やかに成長できるよう、家庭・地域・企業・行政が連携をはかりながら、子どもや子育て家庭に思いやりのあるやさしいまちづくりを実現していくことが必要です。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
育児で相談できる人が身近にいる親の割合	90.8% (18年度)	95%	子ども青少年局
数値目標設定の考え方：家庭や地域の子育て環境を整備することで、身近な相談相手 を確保し育児不安の軽減をはかる。			
「のびのび子育てサポート事業」による子育て支援活動件数	16,238件 (17年度)	50,000件	子ども青少年局
数値目標設定の考え方：子育ての支援をしてほしい人と手助けしたい人の仲介を行 い、市民どうしの子育て援助活動を支援する。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 【⑪～⑫の事業量等】	所管局
子ども条例の制定・推進	子ども条例を制定し、家庭・地域・企業・行政が連携をはかりながら、社会全体で次世代育成支援を推進	調査・検討	条例の制定・推進	子ども青少年局

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
子育て支援のネットワークの整備	子育て支援ネットワークの中核施設として、情報の発信、支援者の育成、関係機関との連携などを行う「子ども・子育て支援センター」の設置 子育て支援団体が地域で連携して行う事業に対して補助を行い、子育て支援ネットワークの体制を強化	設置調査 ネットワークモデル事業の実施	設置 ネットワーク事業の拡充	子ども 青少年 局
保育所の整備	保育所の新設や増築などにより、定員増をはかるなど、保育所待機児童の解消への取り組みを実施	累計279か所 定員32,615人	累計286か所 定員33,215人 [新設7か所 改築9か所]	子ども 青少年 局
認定こども園の整備	親の就労の有無・形態などで区別することなく、適切な就学前教育・保育を提供する「認定こども園」を整備	有識者会議の設置	整備	子ども 青少年 局
保育内容の充実	仕事と子育ての両立を支えるため、保護者の勤務時間の多様化などに対応した保育サービスを充実	休日保育4か所 一時保育18か所 延長保育132か所 産休あけ・育休あけ入所予約 65か所	休日保育12か所 一時保育36か所 延長保育198か所 産休あけ・育休あけ入所予約 75か所	子ども 青少年 局
多子世帯への支援の充実	現行の第3子以降3歳未満児を対象とした子育て支援手当や保育料の無料化に加え、新たな多子世帯に対する支援の実施	子育て支援手当 対象児童数 5,200人/月 保育料無料 対象児童数 1,260人 —	実施 実施 新たな多子世帯向けの支援の検討・実施	子ども 青少年 局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑪～⑫の事業量等]	所管局
子育て相談・交流などの支援の充実	地域で、子育て親子の交流・相談などの支援活動を実施する子育て支援団体への支援 保育所などを地域における子育て支援センターと位置づけ、子育てに関する情報提供、相談事業、施設の開放および行事などを実施 育児不安の軽減および孤立感の軽減をはかるため、相談窓口や交流の場を開設 地域での子育てを支援するため、会員組織をつくり、子育てを支援してほしい人と手助けしたい人の登録・仲介などを行う「のびのび子育てサポート事業」の拡充 子育てに対する不安感や負担感を軽減するなど、地域において子育て家庭を支援するため、主任児童委員などによる訪問を実施 子育て家庭のニーズに応じた、各種子育てサービスが選択できるシステム（子育て「えらべるクーポン」制度）の構築	つどいの広場 10か所に助成 実施 25か所 保健所における子育て総合相談窓口の設置 子育てサロンの実施 事務局 5か所 — —	つどいの広場 36か所に助成 実施 52か所 妊娠期および乳児期における支援の充実 子育てサロン開設回数の増加 事務局 17か所 実施 検討・実施	子ども青少年局
病児・病後児デイケアの実施	小学校低学年までの病気の児童または回復期にある児童について、勤務などにより家庭で育児を行うことが困難な場合に、医療機関などにおいて一時的に預かる事業を実施	病後児保育 2か所	病児・病後児デイケア 10か所	子ども青少年局

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 [⑲～㉒の事業量等]	所管局
企業連携による子育て支援	子育てにやさしい企業活動を促進するため、子育て支援を積極的に行う企業を認定し表彰する制度を創設 社会全体で子育て家庭を支援する機運を醸成するため、企業協賛による支援策として、子育て家庭に割引・特典サービスなどを行う制度を創設 企業に勤務する子育て世代や若者を対象として、保育士などによる出前講座を実施	—	実施	子ども青少年局
男女で担う子育てへの支援	安心して出産や育児に臨むことができるよう、妊娠期から育児に対する心構えや準備を行う教室を開催	両親教室の実施 共働きカップルのためのパパママ教室の実施	父親の参加者数の増加 参加者数の増加	子ども青少年局
不妊治療費の助成	不妊で悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部を助成	特定不妊治療費の助成 助成期間を通算2年から5年に延長	実施	子ども青少年局
子どもの医療費の助成	乳幼児および小学生の医療費の自己負担額を助成	0歳～就学前の乳幼児の医療費および小学1～3年生の入院分医療費の自己負担額を助成	実施 制度拡充の検討	子ども青少年局

2 子どもが健やかに育つ環境づくり

基本方針

豊かな遊びと体験活動による子どもの健全育成をすすめるなど、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりをすすめます。

現状と課題

現代の子どもたちは、塾通いの増加に象徴されるように、生活全体に時間的なゆとりが失われていたり、創造的な遊びや多人数で交流する遊びの体験が少なくなっています。また、共働き世帯が増えるに伴い、放課後、家族と過ごすことができない子どもも増えています。

こうした状況の中で、これまで以上に、児童館での創造的な遊びやクラブ事業による体験活動、地域の留守家庭児童の健全育成の実施など、地域の中で子どもたちが安心して育つことができる環境づくりが必要です。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
児童館の利用者の満足度	95% (17年度)	98%	子ども青少年局
数値目標設定の考え方：身近な遊び場である児童館を利用する子どもたちの満足度を高める。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 【⑩～⑫の事業量等】	所管局
児童館の整備	子どもたちの健やかな成長をはかり、その健康を増進し、情操を豊かにするためのサービスを提供する児童館を改築	改築完了1か所 基本設計1か所	改築完了1か所 調査・設計1か所	子ども青少年局
留守家庭児童の健全育成	子育てをしながら安心して働けることができるよう、放課後児童の健全育成を実施	実施	実施	子ども青少年局
放課後の児童のよりよい過ごし方の検討・実施	放課後の児童のよりよい過ごし方を検証し、トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業のあり方を検討・実施	有識者会議の設置	両事業のあり方の方針決定 方針にもとづき実施	子ども青少年局

事業名	事業内容	現況 (⑮末見込み)	計画目標 [⑮～⑳の事業量等]	所管局
いきいきなごやっ子づくり	子ども自身が主体的に参画し、運営する遊びや職業体験、自然体験、社会体験の場づくり	—	実施	子ども青少年局

3 援助を必要とする子どもと家庭の自立の支援

基本方針

子どもへの虐待などの問題の発生防止、早期発見・早期対応の体制を強化するとともに、家庭において養育が困難な子どもやひとり親家庭など、援助を必要とする子どもと家庭の自立を支援します。

現状と課題

子どもへの虐待を防止するため、児童相談所に児童虐待防止班を設置し、児童虐待の早期発見・早期対応や在宅支援につとめ、必要に応じて一時保護や施設入所による援助を行うとともに、365日、24時間体制で相談を受け付けられるよう、電話や電子メールでの相談受付を実施しています。今後も、相談体制を強化していくとともに、保護した後の児童や保護者に対してのカウンセリング、心的外傷を受けた児童の支援、施設退所後のアフターケアにつとめていく必要があります。

また、近年増加傾向にあるひとり親家庭をめぐる家庭機能の低下、経済状況などの諸課題に対応するため、ひとり親家庭等自立支援計画にもとづき、就業支援など総合的な自立支援策を実施していくとともに、施設で生活する母子家庭の処遇向上につとめていく必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
児童養護施設入所児童の学力向上 (中学校卒業後の進学率)	82.4% (17年度)	88%	子ども青少年局
数値目標設定の考え方：児童養護施設入所児童の自立には、進学や就職などがあるが、自立の基礎となる学力の向上をはかるため、中学卒業後の進学率の向上をめざす。			
2人部屋以下で処遇を受けている児童数	31% (17年度)	40%	子ども青少年局
数値目標設定の考え方：児童養護施設など（児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）でより多くの児童が2人部屋以下の定員の居室で日常生活を送れるようにし、安定した生活の場で健やかに成長できるようにする。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑮末見込み)	計画目標 【⑮～⑳の事業量等】	所管局
児童虐待の予防・対応強化	児童虐待の実態調査による虐待要因などの分析をふまえた予防施策の総合的な検討と広報・啓発などの充実 児童虐待の防止と的確な対応を推進するため、相談体制を充実するとともに、保護者指導や保護した後の児童の精神的な安定をはかるなど児童相談所機能を強化 虐待やいじめの被害を受けた児童の自立を支援するため、児童養護施設および児童相談所においてカウンセリングなどの心理療法を実施	広報・啓発などの実施 子ども家庭相談員の配置 児童養護施設11か所および児童自立支援施設、児童相談所で実施	児童虐待の実態調査および分析 虐待予防施策の総合的な検討・実施 広報・啓発活動 専門性の向上、体制整備 家族療法事業の実施 退所児童のアフターケアの実施 児童養護施設14か所および児童自立支援施設、児童相談所で実施	子ども青少年局
児童福祉センターの整備	児童福祉の総合機関である児童福祉センターを移転改築	基本設計	完成・供用開始	子ども青少年局
第2児童相談所の整備	本市2か所目の児童相談所を、児童一時保護施設とあわせて整備	調査	完成・供用開始	子ども青少年局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑪～⑫の事業量等]	所管局
児童養護施設等の整備	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を養護し、自立を支援する施設を整備	児童養護施設 改築完了1か所 地域小規模児童養護施設 累計4か所 小規模グループケア実施施設 累計4か所	児童養護施設 [改築完了3か所] 地域小規模児童養護施設 累計6か所 [開設2か所] 小規模グループケア実施施設 累計11か所 [開設7か所]	子ども青少年局
	母子生活支援施設「にじが丘荘」の整備	—	整備着手	
児童自立支援施設「玉野川学園」の整備	生活指導を必要とする児童の自立を支援する施設を整備	調査	整備	子ども青少年局
ひとり親家庭の自立支援	母子家庭の母の就業などを総合的に支援していくために、就業支援、就業支援講習会、就業相談、特別相談などを実施	実施	実施	子ども青少年局
	必要な技能・資格を習得し、就職に結びつけるため、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費および常用雇用転換奨励金を支給	実施	実施	
	父母に監護されていない児童などの健全な育成およびひとり親家庭などの福祉の増進をはかるために手当を支給	ひとり親家庭手当の支給 8,350世帯	ひとり親家庭手当の支給	

1-1-3 障害児・障害者福祉

1 地域における自立した生活の実現

基本方針

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域での療育や、リハビリテーション、精神保健の充実をはかるとともに、身近な場所での相談機能の充実や地域での生活の場の確保などの支援をすすめます。

現状と課題

平成15年4月に障害者支援費制度^{*2}が始まり、措置制度から契約制度に移行し、サービスが使いやすくなったこと、民間事業者の参入がはかられ選択の幅が広がったことなどにより、サービス利用が著しく伸びました。さらに、平成18年4月からは、障害者自立支援法が施行され、支援費制度の対象外であった精神障害者を含む3障害共通の制度が整えられました。

今後は、障害者が、地域で自立した生活を営むことができる社会の実現をめざし、障害者の多様なニーズに対応する相談支援や障害福祉サービスの充実につとめ、豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立することが必要です。特に、障害者の地域生活を支える日中活動の場の確保やグループホーム、ケアホームなどの居住系サービスの基盤整備につとめていく必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
障害福祉計画に基づき平成18～22年度の間に入所施設から地域生活へ移行する数	—	310人	健康福祉局
数値目標設定の考え方：入所施設から地域生活へ移行する障害者の数を増やす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
障害福祉計画の改定	障害者自立支援法にもとづく、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために、障害福祉計画を改定	第1期障害福祉計画の策定	計画の改定（第2期障害福祉計画の策定）	健康福祉局
障害児者の相談支援	障害者が地域で自立した生活ができるよう、福祉サービスの利用援助や利用の調整、相談などを実施	実施	実施	健康福祉局

^{*2} 障害者支援費制度

利用者が事業者と対等な関係にもとづいてサービスを選択し、市が支援費を利用者に支給（事業者が代理受領）する制度。平成18年度より、障害者自立支援法に移行。

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑭～⑳の事業量等]	所管局
障害者・認知症 高齢者権利擁護 事業	障害者や認知症高齢者が地域で安心して生活を送ることができるよう、権利擁護・財産管理の相談に応じ、本人の主体性や自主性を尊重した視点で、金銭管理・財産保全など必要な援助を実施	実施2か所	充実	健康福祉局
成年後見制度 ^{※3} 利用支援事業	判断能力が不十分なため、福祉サービスなどの契約が困難な知的障害や精神障害などの障害のある方で、成年後見制度の利用が必要な方について、手続きにかかる相談支援や、費用助成を行うほか、制度の利用促進をはかるため、広報啓発活動を実施	費用の助成制度の実施	相談支援の充実	健康福祉局
居住の場の確保	障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場を提供 ・日常生活の援助などを受けて共同して生活する場を提供 ・障害者が地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう住居を提供 地域で生活する障害者が、地域で引き続き生活するため、また施設入所者が地域生活へ円滑に移行するための地域生活体験事業を実施 一般賃貸住宅への入居に際して支援が必要な障害者に対し、入居に必要な調整・支援を行うとともに、家主などへの相談助言を通じて支援を行う賃貸住宅入居等サポート事業を実施	共同生活援助・共同生活介護（グループホーム・ケアホーム） 利用者数500人 福祉ホーム 6か所 実施1か所 —	共同生活援助・共同生活介護（グループホーム・ケアホーム） 利用者数1,050人 福祉ホーム 8か所 〔開設2か所〕 実施5か所 実施	健康福祉局

※3 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分で、契約締結などの法律行為が困難な場合に、成年後見人等に代理権を与えることなどにより本人を保護・支援する制度。

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
日中活動の場 (通所)の確保	障害者が地域でいきいきとした自立生活を送ることができ、社会参加や社会活動を促進するため、日常生活上の支援を受けたり、身体機能・生活能力の維持向上のための訓練などを受ける多機能な日中活動の場を整備 創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、障害者と社会との交流の促進などをはかる地域活動支援事業の実施	累計90か所 実施	累計100か所 [開設10か所 完成 3か所] 実施	健康福祉局
精神保健福祉活動の充実	精神障害者の社会復帰・社会参加の促進をはかるとともに、ひきこもり対策などを行うため、精神保健福祉センターや保健所における相談・訪問指導、普及啓発、情報発信などを充実	実施	充実	健康福祉局
障害児の放課後支援	障害児を対象とした放課後支援事業を実施	試行実施 4か所 (中学・高校生対象) 児童デイサービス事業所46か所 (小学生以下対象)	障害児デイケア事業に移行実施	子ども青少年局
発達障害児者支援体制の整備	発達障害者支援センターを核とした発達障害児者への支援	発達障害者支援センターの設置 先進的研究機関などとの連携の検討	発達障害者支援センターの事業推進・充実 先進的研究機関などとの連携の推進	子ども青少年局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑪～⑫の事業量等]	所管局
療育体制の整備	障害の早期発見とその軽減をはかるため、身近な地域で相談や医療・訓練など総合的な療育を実施する地域療育センターを整備 ・ 障害の早期発見・療育を行う障害児総合通園センターに、身近な地域で総合的な療育を実施する地域療育センターの機能を含めて改築 ・ 地域療育センターの整備	累計3か所 基本設計 —	累計4か所 開設 用地選定・推進 1か所	子ども 青少年 局

2 障害の重度化、重複化および障害者、介護者の高齢化への対応

基本方針

重症心身障害児者への支援や障害児者施設の整備を推進し、障害の重度化、重複化および障害者、介護者の高齢化への対応をすすめます。

現状と課題

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者への支援として、重症心身障害児者の障害者施設での受け入れ拡大をすすめています。

今後、在宅の重症心身障害児者が、引き続き地域で生活するため、障害者自立支援法による新しいサービスである重度障害者等包括支援の活用や、生活介護などの日中活動の場の拡充、ケアホームなどの充実をはかっていく必要があります。

また、医療ケアや介護を受けることができる重症心身障害児者施設を整備するとともに、介護者の高齢化に対応し、真に施設入所が必要な方のための障害者支援施設を整備します。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
在宅重症心身障害児者の日中活動の場の利用率	80% (18年度)	85%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：在宅での生活を支援し、日中の活動の場の確保につとめることにより、利用率を高める。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
重症心身障害児者の援護	地域生活を支援するため、重症心身障害児者の日常生活動作訓練などを行う通園事業を実施	実施	実施	健康福祉局
	通所施設などにおける重症心身障害児者の受け入れを促進	実施	充実	
	在宅の重症心身障害児者が、日常生活動作訓練やレクリエーションなどを行う通所援護事業を実施	実施	実施	

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 【⑪～⑫の事業量等】	所管局
重症心身障害児者施設の整備	重症心身障害児者が安心して生活できるよう、入所により医療ケアや介護を実施するとともに、重症心身障害児者の地域生活の拠点となる施設を整備	調査	整備	健康福祉局
障害者支援施設の整備	常時の介護が必要な重度の身体障害者が安心して生活を送ることができるよう、日常生活の訓練や介護を行う入所施設を整備 常時の介護が必要な重度の知的障害者が安心して生活を送ることができるよう、日常生活の訓練や介護を行う入所施設「希望荘」の改築整備	累計3か所 —	累計4か所 〔開設1か所〕 着工	健康福祉局
知的障害児施設の整備	知的障害のある児童を入所させて保護し、自立に必要な知識技能を与える施設「あけぼの学園」について、国の障害児施設体系のあり方検討などをふまえた整備の検討	—	整備方針の策定	子ども青少年局

3 就労の場の確保と社会参加の促進

基本方針

就労に向けての支援や働く場の確保、活動しやすい環境づくりを通じて、社会的に自立した生活の実現と、社会参加の促進をはかります。

現状と課題

障害者自立支援法は、障害者一人ひとりが有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する制度です。障害者の自立にとって、就労は大きな課題であり、一般企業などへの就労を支援していくことが求められています。

従来の施設・事業の体系を見直し、新たに就労移行支援事業などへの移行をすすめるとともに、障害者雇用支援センター、ハローワーク、養護学校など関係機関によるネットワークを構築して、支援体制の強化をはかるなど、障害者の就労の場の確保と社会参加の促進につとめます。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
一般企業などへ就労する障害者の数	60人 (17年度)	200人	健康福祉局
数値目標設定の考え方：就労移行支援事業、就労継続支援事業などから一般企業などへ就労する障害者の数を増やす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
障害者の雇用支援	一般企業などへの就労に向けて、訓練や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援をする就労移行支援事業を実施 障害者雇用支援センターを中心に、福祉施設、養護学校、ハローワーク、事業主など関係機関と就業支援ネットワークを構築して、福祉・教育・労働施策との連携を強化	利用者数70人 実施	利用者数470人 実施	健康福祉局
障害者の就業の場の確保	一般企業などでの就労が困難な障害者に働く場を提供する就労継続支援事業を実施	就労継続支援事業のうち雇用契約者数 20人	就労継続支援事業のうち雇用契約者数 210人	健康福祉局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑪～⑫の事業量等]	所管局
市営交通料金等の軽減	障害者が社会参加するための交通手段の確保を目的として、市営交通機関全線などを無料で乗車できる福祉特別乗車券を交付	実施	実施	健康福祉局

1-1-4 福祉のまちづくり

1 すべての人にやさしいまちづくりの推進

基本方針

公共的建築物や公共交通機関などの都市施設の整備にあたっては、福祉都市環境整備指針をふまえ、ユニバーサルデザイン^{※4}の視点に立ってすすめるとともに、バリアフリーの実現につとめ、障害の有無にかかわらずすべての人がともに理解し、尊重しあいながら暮らすことができるまちづくりをすすめます。

現状と課題

公共的建築物や公共交通機関などのバリアフリー整備をこれまで積極的にすすめてきたことにより、福祉のまちづくりへの気運が高まるのと同時に、障害種別によるニーズの多様化・個別化も顕著になっています。さらに、今後、交通バリアフリー法とハートビル法を一体化したバリアフリー法^{※5}のもと、これまで以上に幅広い視点での取り組みを行っていく必要があります。

また、高齢者や障害者が住み慣れた地域でごく当たり前に暮らせるように環境を整えていこうとするノーマライゼーション^{※6}の理念の実現のためには、歩道の段差解消や駅での車いすルートの確保などのハード面に加えて、ソフト面としての「心（意識）のバリアフリー」を促進する必要もあります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
民間鉄道駅舎（利用者数が5,000人以上／日）において車いすルートが確保されている割合	73.5% （18年度）	100%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：市内の民間鉄道駅舎のうち、1日の利用者数が5,000人以上の大規模な駅での車いすルートの確保をすすめる。			
地下鉄駅において車いすルートが確保されている割合	81% （17年度）	100%	交通局
数値目標設定の考え方：平成22年度までにすべての地下鉄駅での確保をめざす。			

※4 ユニバーサルデザイン

すべての人が利用しやすいように配慮された普遍的デザイン。

※5 バリアフリー法

高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。市町村は一定範囲を重点整備地区として指定し、総合的なバリアフリー化の基本構想を策定することができ、これにもとづき公共交通事業者などが、それぞれの事業をすすめることとしている。

※6 ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 [⑲～㉒の事業量等]	所管局
バリアフリー法にもとづく重点整備地区の整備促進	高齢者や障害者などが安全で快適に移動できるよう、利用者の多い駅を中心とした一定の地区について、基本構想を策定し、段差解消など歩行空間を整備 ・名古屋駅地区 ・栄・久屋大通駅地区 ・上記以外の地区	整備（短期）完了 整備 検討	整備（長期）完了 整備完了 検討・基本構想の策定・整備	健康福祉局、緑政土木局はじめ関係局
公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	地下鉄駅において、エレベーターなどにより、ホームから地上まで、車いすでスムーズに移動できる経路を、少なくとも1経路確保するとともに、車いす使用者対応トイレを整備 新規に購入する地下鉄車両は、全て車いすスペース・車内案内表示装置・転落防止ホコの設置されたものとし、既存車両については、改造により転落防止ホコを設置	車いす1ルート確保 83駅中72駅 (うちエレベーター設置 72駅) 車いす使用者対応トイレ設置 83駅中73駅 車内案内表示装置 75% 車いすスペース 56% 転落防止ホコ 63%	車いす1ルート確保 87駅中87駅 (うちエレベーター設置 86駅) 車いす使用者対応トイレ設置 87駅中87駅 〔新設する桜通線(野並～徳重)の4駅を含む〕 車内案内表示装置 79% 車いすスペース 60% 転落防止ホコ 94%	交通局 健康福祉局 住宅都市局

	市バス車両の更新にあたっては、全て車いすスペース、車内案内表示装置が設置されたノンステップバスを導入 バス・地下鉄職員による、高齢者や身体障害者を介助する技術を習得した「サービス介助士」の充実や、お客様が、バス・地下鉄を利用される際に案内・誘導などのお手伝いをする「ばすちか‘お助け’ボランティア」の拡充、および点字と音声による移動案内情報（アクセスガイド）の拡大をはかり、ソフト面でのバリアフリー化を推進 大規模な民間鉄道駅舎（利用者が5,000人以上／日）の車いすルートを確保 ガイドウェイバスシステム^{※7}志段味線において、バス車両の低床化を推進	車いすスペース 100% 車内案内表示装置 100% ノンステップバス 43% サービス介助士の充実 ばすちか‘お助け’ボランティアの拡充 移動案内情報（アクセスガイド）の拡大 34駅中25駅 低床化の基本方針の検討	車いすスペース 100% 車内案内表示装置 100% ノンステップバス 92% サービス介助士の充実 ばすちか‘お助け’ボランティアの拡充 移動案内情報（アクセスガイド）の拡大 34駅中34駅 基本方針の策定 新車両の導入準備	
セイフティライ ブロード事業	高齢者・障害者の利用が多い施設の周辺を利用しやすい歩行空間として整備	福祉施設周辺道路整備 累計17地区	福祉施設周辺道路整備 累計21地区 [完了4地区]	緑政土木局
利用しやすい建築物などの整備 促進	多くの市民が日常利用する建築物を対象に、やさしさマークの交付、福祉環境整備に関する事前協議の実施、バリアフリー法にもとづく計画の認定などを実施	実施	実施	健康福祉局 住宅都市局

^{※7} ガイドウェイバスシステム

一般のバス車両の前後輪に案内装置をつけ、高架専用軌道と平面一般道路の双方を連続して走行できるシステム。

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑪～⑫の事業量等]	所管局
心(意識)のバリアフリーの推進	障害を正しく理解するとともに、偏見や差別のない、すべての人が心を通い合わせて生活できるまちづくりを推進するため、啓発活動などを実施	実施	充実	健康福祉局はじめ関係局

2 地域で支えあう福祉の促進

基本方針

ボランティアなど地域住民による福祉活動を育成、支援するとともに公的なサービスとの連携をはかり、地域で支える福祉の仕組みづくりをすすめます。

現状と課題

高齢者や障害者を含む市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ボランティアや地域住民による福祉活動が広がりつつあります。今後は、これらの自主的な活動と公的なサービスとの連携をはかりながら、住民の主体的な参加によって地域での生活ニーズを明らかにし、その解決に向けた多様なサービスを総合的に提供する仕組みづくりが必要です。

また、住居のない者（ホームレス）の自立と生活の安定をはかるための支援を着実に推進することが必要です。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
ボランティア登録者数（地域福祉活動）	67,475人 （17年度）	80,000人	健康福祉局
数値目標設定の考え方：地域における支えあう意識を高め、支えあいの活動の担い手を増やす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 （18末見込み）	計画目標 〔19～22の事業量等〕	所管局
地域福祉の推進	地域における生活ニーズを明らかにし、市民との協働により多様なサービスを提供できる体制を整備するための計画を策定し、市民一人ひとりが安心して生活することができるよう地域で支えあう仕組みづくりを推進 ・ 地域福祉計画の改定 ・ ふれあい給食サービス、ふれあいネットワーク活動の促進、福祉ボランティア活動の支援など	なごやか地域福祉 2005の推進 実施	計画の改定 実施	健康福祉局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑪～⑫の事業量等]	所管局
シルバーパワー を活用した地域 力再生事業	団塊の世代などの知識や経験を生かし、地域における共助の活動を推進するための働きかけ、助け合いの仕組みづくりを推進	—	情報提供、活動支援の仕組みづくり	健康福祉局
住居のない者の 相談支援事業	住居のない者（ホームレス）の自立と生活の安定をはかるため、自立支援事業、緊急一時宿泊施設（シェルター）および更生施設を運営するとともに、相談員による生活相談などを実施	自立支援事業、更生施設、シェルター 各2か所	自立支援事業、更生施設 各2か所 シェルター 1か所	健康福祉局 緑政土木局
	再度、住居のない状態に陥らせないための相談支援を実施	巡回相談の実施 地域生活支援事業の実施	巡回相談の実施 地域生活支援事業の実施	
生活保護施設 「植田寮」の改修	身体上又は精神上の理由により、支援などを要する人が必要な生活扶助を受ける施設を改修	耐震改修完了	施設改修	健康福祉局

1-2 健康

1 生涯にわたる心身両面の健康づくり

基本方針

すべての市民が健康で明るく元気に生活できるよう、市民一人ひとりの自主的な健康づくりの意識の高揚をはかるとともに、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸および生活の質の向上をめざして、生活習慣病の予防につとめ、市民の生涯を通じた主体的な健康づくりを支援します。

母と子の健康の保持増進のため、妊産婦、乳幼児に対する健康診査・保健指導などを行うとともに、妊娠・出産や子どもの成長に悪影響を及ぼす恐れのある喫煙や食習慣などに対する指導をすすめます。

心の健康の保持増進についての市民の理解を深め、心の不健康といわれる状態を早期に発見し、適切な対応をはかることにより、市民の心の健康づくりを支援します。

現状と課題

日本の平均寿命は、世界最高水準にあります。一方では、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増加している状況にあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上をはかるとともに、健全な食生活の実現に向けた取り組みが求められています。

また、社会状況の変化にともない、ますます高度化・多様化するニーズに対応するため保健・医療・福祉が連携し一体となった質の高いサービスを提供する取り組みをすすめていくことが必要です。

さらに、近年、自殺による死亡者数は高い水準で推移していることから、自殺の防止をはかり、あわせて自殺者の親族などに対する支援の充実をはかることが必要です。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
自分が健康であると感じている市民の割合	66.1% (18年度)	70%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：健康なごやプラン21※1を推進し、7割程度の市民が自分の健康状態を良いと評価する状態とする。			
本市の自殺者数	479人 (17年)	400人未満 (22年)	健康福祉局
数値目標設定の考え方：10年後（平成28年）までに、年間の自殺者数を平成9年の水準（300人）に戻す。			

^{*1} 健康なごやプラン21

国民健康づくり運動の指針として国が策定した「健康日本21」と母子保健分野での「健やか親子21」などをふまえ、生活習慣病の予防と母子の健康課題への対応を主な目的として本市が平成15年3月に策定したプラン。

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 [⑲～㉒の事業量等]	所管局
健康なごやプラン21の推進	健康なごやプラン21にもとづき、生活習慣病予防のため、健康教育、健康相談、健康診査などを実施するとともに、「健康都市宣言」を実施	がん検診受診率 胃がん 8.1% 大腸がん13.8% 子宮がん26.7% 乳がん 5.4% 肺がん 28.3% (17年度)	がん検診受診率 胃がん 15% 大腸がん 20% 子宮がん 30% 乳がん 15% 肺がん 30%	健康福祉局 子ども青少年局
		3か月児健康診査受診率 99%	3か月児健康診査受診率 100%	
		妊婦一般健康診査の実施	妊婦一般健康診査実施 制度拡充の検討	
		健康都市宣言の検討	健康都市宣言の実施およびなごや健康体操公表・普及	
食育の推進	市民一人ひとりが生涯を通して健全な食生活を送ることにより、健康の維持・増進をはかるため、食育推進計画を策定し推進	食育推進懇話会で検討、アンケートの実施	食育推進計画の策定・推進 食に関するイベントの実施	健康福祉局はじめ関係局
自殺対策の充実	自殺対策基本法にもとづき、自殺の実態調査、予防のための正しい理解の普及・啓発、相談体制の充実など総合的な施策を行うことにより自殺の防止をはかり、あわせて自殺者の親族や未遂者などに対する支援を充実	研修の実施 うつ病に関するリーフレットの作成	自殺対策連絡協議会の設置 実態調査、普及啓発、相談体制の充実 遺族支援など	健康福祉局

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
クオリティライフ21城北の推進	市民の生活の質を高め、健康の総合的な保持増進をはかるため、志賀公園に隣接する北区平手町において保健・医療・福祉サービスの一体的な提供を行う総合的エリアとして整備			健康福祉局 緑政土木局
	・西部医療センター中央病院の整備に際し、妊娠、胎児から、出生を経て、新生児、小児、思春期など次の世代を生み育てるまでの過程全般を連続的・包括的にみる成育医療に取り組むなど21世紀にふさわしい質の高い医療を提供	実施設計	整備完了	
	・苦しまないがん治療実現への取り組みの推進	調査	推進	
	・健康増進支援施設の整備	基本計画	整備	
	・重症心身障害児者施設の整備	調査	整備	
	・広場、連絡橋、緑地帯等の整備	調査	整備	
	・志賀公園バリアフリー整備	検討	整備	
保健所の改築・改修等	千種保健所の改修	改修工事着手	改修工事完了	健康福祉局
	東保健所の改築の検討	検討	検討	
	西保健所の移転改築	実施設計	完成・業務開始	
	緑保健所分室の整備	検討	完成・業務開始	

2 感染症対策および健康危機管理の推進

基本方針

感染症の予防につとめるとともに、生命、健康を脅かす事態が発生した場合には、迅速かつ適切な対応をはかり、被害を最小限にとどめる危機管理体制の整備を推進します。

現状と課題

国際交流の活発化、社会環境の変化にともない、結核や麻しんのほか、SARS(重症急性呼吸器症候群)やエボラ出血熱など死亡率の高い感染症の侵入や、新型インフルエンザの発生が危惧されています。また、エイズをはじめとする性感染症の潜在化・増加、大規模食中毒や有毒物による中毒など、市民の生命・健康を脅かす事態の発生予防、拡大防止への対応も求められています。

このような健康被害の発生を防止するとともに、発生した場合には迅速かつ的確に対応し、二次感染を防ぐなど被害を最小限に抑える体制を整えることが必要です。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
新・１・２類感染症の二次感染者の数	0人 (17年度)	0人	健康福祉局
数値目標設定の考え方：新・１・２類感染症（入院を必要とするような重くかつ感染力の強い感染症）の患者が発生した場合に、その患者からさらに感染する人の発生を防ぐ。			
市民10万人当たりの結核の新規患者数	34人 (17年度)	30人以下	健康福祉局
数値目標設定の考え方：他の政令指定都市に比べて高い結核の罹患率を下げる。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
感染症予防対策 および発生時対策 の推進	感染症の発生とまん延を防ぐため、 感染症の発生動向調査など情報の収集と市民への情報提供を実施	実施	実施	健康福祉局
	発生が危惧される新興感染症を視野に入れた、従事者の研修、訓練などを実施	実施	実施	

	エイズなどの性感染症の発生とまん延を防ぐため、ハイリスク層（感染の恐れが高い層）などを対象とした検査や普及啓発活動を実施	実施	エイズ検査機会の拡大	
結核対策	結核対策基本指針にもとづき、適切な治療・患者支援の徹底、定期外健康診断などの充実	実施	実施	健康福祉局
健康・環境に関する研究所の再編	試験検査や調査研究などを効率的に行うとともに、市民の健康を脅かす事態が発生した場合には、その原因の分析・特定を衛生と環境の両面から総合的に行うため、衛生研究所と環境科学研究所を再編	基本構想策定	推進	健康福祉局 環境局

3 適切で迅速な医療とリハビリテーションの充実

基本方針

市立大学病院の機能拡充、市立病院の整備をすすめ、高度化・専門化した医療ニーズなどに対応した医療の提供をはかるとともに救急医療の充実につとめます。

現状と課題

多様化する医療ニーズに対応するため、市立大学病院においては、高度先進医療機関として、地域医療機関との機能分担・連携を強化し、市立病院においては、特色ある病院づくりをすすめ、市民に選ばれる病院となるよう市立病院整備基本計画を着実に推進していくことが必要です。

また、診療や検査・投薬などの診療情報を相互に利用できる電子カルテシステム^{※2}を活用したネットワークの構築や地域での連携の強化が課題となっています。

市内の救急医療体制の確保については、地域の医療機関の協力を得て実施することが必要です。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
市立大学病院における地域医療機関からの紹介患者数	13,600人 (17年度)	15,400人	総務局
数値目標設定の考え方：地域医療機関との機能分担・連携の強化により、紹介患者を増やし、高度先進医療機関としての役割を強化する。			
市立病院に対してよい印象を持つ利用者の割合	80% (17年度)	90%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：医療内容、インフォームド・コンセント ^{※3} 、施設の整備などにより総合的な評価の向上をめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18年末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
市立大学病院の整備	外来診療棟の建設に引き続き、駐車場や地下鉄桜山駅からの地上通路等の周辺整備を実施	検討	駐車場等の整備完了	総務局

※2 電子カルテシステム

診療録や検査結果などの診療情報を電子化して保存するシステム。

※3 インフォームド・コンセント

医師が患者に診療の目的と内容、効果などを事前に十分に説明し、患者が納得したうえで治療が行われること。

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
市立病院の整備	高度専門医療などの医療サービスを充実するため、市立病院の機能分担と連携をはかり、周産期医療^{*4}および小児救急医療などを含めた成育医療、緩和ケア、医療リハビリテーションなどの医療機能の充実および整備を推進 ・ 西部医療センター ・ 東部医療センター ・ 緑市民病院	中央病院 実施設計 城西病院 検討 — 守山市民病院 緩和ケア病棟整備のための調査 二次救急医療の実施（1診療科） 土曜日	中央病院 整備完了 城西病院 改修工事実施設計 中央病院（東市民病院） 心疾患センター開設 守山市民病院 緩和ケア病棟整備 二次救急医療の実施（内科） 全日	健康福祉局
医療情報の提供	病院情報システム（オーダリング^{*5}や電子カルテを始め、病院内の各部門で稼働するシステム全体をひとつのシステムとして総称するもの）の導入などにより、患者と医療従事者との情報の共有化をはかり、患者サービスの向上を促進	導入（東市民病院）	順次導入	健康福祉局

^{*4} 周産期医療

周産期（妊娠22週から生後1週間になるまでの期間）を中心に出生前後のさまざまな危険から母体・胎児・新生児を守る医療。

^{*5} オーダリング

医師などが行う指示を直接システムに入力して、薬剤・検査部門などに伝達するとともに、医事会計などに情報伝達を行うシステム。

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑪～⑫の事業量等]	所管局
医療機関の連携	市立大学病院と市立病院において、電子カルテシステムを活用した患者情報の共有化と相互利用を実施	検討	ネットワークの構築・一部稼動	総務局 健康福祉局
救急医療体制の確保	休日などの診療時間外の医療に対応するため救急医療体制を確保	第一次体制 19診療所 第二次体制 平日8病院 土曜・休日 14病院 第三次体制 5病院	第一次体制 19診療所 第二次体制 平日8病院 土曜・休日 14病院 第三次体制 5病院	健康福祉局

4 食品と居住環境の衛生管理

基本方針

食品製造・調理施設に対する衛生管理の監視、指導を強化し、市民の安全な食生活を確保するとともに、建築物や住まいに関する相談、指導など健康的な居住環境の確保につとめます。

現状と課題

安全な食生活を確保するためには、食の安全に関する施策を充実させるほか、営業者の自主管理やリスク情報を共有することがたいへん重要です。また、HACCP方式^{*6}を取り入れた衛生管理の手法が普及してきた一方で、ノロウイルス^{*7}による食中毒が増加しており、食品製造・調理施設の監視指導を強化するとともに、高齢者施設などにおけるノロウイルス食中毒防止対策が重要となっています。

住宅に関しては、合板などの化学物質が発散されやすい建築材料、室内の通気・換気不良、共同住宅での給水設備の不適切な管理などの問題が起きています。保健所に開設したシックハウス症候群^{*8}に関する衛生相談窓口などを通じて啓発や相談指導につとめる一方、給水設備については安全な飲料水の確保のための指導が求められています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
ノロウイルス食中毒防止マニュアルの普及啓発延べ実施回数	—	1,400回	健康福祉局
数値目標設定の考え方：ノロウイルスによる食中毒防止マニュアルを作成し、リスクの高い高齢者施設など（約700施設）に対してマニュアルの普及啓発を実施する。			
小規模貯水槽水道の清掃実施率	70% (17年度)	100%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：安全な飲料水の確保のため、定期的な清掃の実施率向上をめざす。			

^{*6} HACCP方式

Hazard Analysis Critical Control Pointの略。危害分析重要管理点方式。食品の安全性をより一層確保するため、原材料から消費にいたるまでの工程ごとに応じた検査、監視を行っていく衛生管理の手法。

^{*7} ノロウイルス

乳幼児から成人まで幅広い年齢層に感染性胃腸炎を起こすウイルス。年間を通じて発生するが、特に冬季に多発する傾向があり、老人ホームなどで感染性胃腸炎の集団発生事例が全国的に頻発した。

^{*8} シックハウス症候群

機密性の高い建物や住居において、建材や内装材、家具などから発生する空気汚染物質の放散により、めまい、吐き気、眼、鼻、のどの痛みなどの見られる症状をきたすもの。

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 [⑲～㉒の事業量等]	所管局
食の安全・安心に関する条例の制定	食の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定し、消費者に信頼される安全で安心な食品の提供を促進	食の安全・安心懇話会で検討 アンケートの実施	条例の制定・推進	健康福祉局
ノロウイルス食中毒防止対策	ノロウイルスによる食中毒が多発していることからマニュアルを作成し、リスクの高い高齢者施設などを中心に食中毒防止対策を実施	—	マニュアルの策定・普及啓発	健康福祉局
小規模貯水槽水道 ^{※9} の衛生管理指導	定期的な水質検査・保守点検・清掃を促進するため、貯水槽水道の管理者に対する啓発・指導を実施	延べ指導件数 12,700件	延べ指導件数 25,500件	健康福祉局

※9 小規模貯水槽水道

ビルや共同住宅など多くの建築物内の飲み水などは、市水をいったん貯水槽に受けた後、個々の使用者まで給水されるが、この建築物内水道のうち、貯水槽の有効水量が10m³以下のもの。

5 斎場の整備

基本方針

高齢者人口の増加にともなう今後の火葬需要の増大や大規模震災時への対応などのため、周辺環境への配慮をはかりながら、新斎場の整備をすすめます。

現状と課題

現在、本市では八事斎場1か所で市民の火葬需要に応えていますが、高齢者人口の増加により火葬件数が増加しています。

また、平成14年4月に本市が東海地震の地震防災対策強化地域に指定され、道路破損による交通途絶など不測の事態に備えるためにも施設の分散配置が必要となっています。

火葬需要がピークとなる平成50年代中頃には60～70基の火葬炉が必要になると推測されており、新たな斎場の整備が必要となっています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
火葬炉の整備数	46炉 (18年度)	46炉	健康福祉局
数値目標設定の考え方：平成23年度以降の開設に向け、新たな火葬炉（30炉）の整備をすすめる。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
新斎場の整備	高齢化の進行による火葬件数の増加および大規模災害などに対応し、市民の利便性向上をはかるため、新斎場を整備	都市計画手続き	実施設計	健康福祉局